



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和5年3月31日(金) 号外(第14号)

目次

	ページ
企業管理規程	
○群馬県企業局組織規程の一部を改正する規程(総務課)	2
○群馬県企業局職務権限規程の一部を改正する規程(同)	2
○群馬県企業局公文書管理規程の一部を改正する規程(同)	4
○群馬県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(同)	4
○群馬県水道事務所等保守管理規程の一部を改正する規程(水道課)	6
○群馬県企業局自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程(発電課)	6
○群馬県企業局財務規程の一部を改正する規程(総務課)	7

■ 企業管理規程

群馬県企業局組織規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和五年三月三十一日

群馬県企業管理者 中 島 啓 介

群馬県企業管理規程第二号

群馬県企業局組織規程の一部を改正する規程

群馬県企業局組織規程（昭和五十年群馬県企業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第八条第十二号及び第九条第五号中「水質検査センター」を「水質管理センター」に改める。

第十条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 白沢発電所に係る建設工事の施工に関する事（利根発電事務所に限る。）。

第十一条第一項の表群馬県吾妻発電事務所の項中「中之条ダム発電所、」を「中之条発電所、」に改める。

第十一条の二の表群馬県利根発電事務所の下に「建設係」を加え、同表群馬県吾妻発電事務所の項中「建設第一係、建設第二係」を「建設係」に改める。

第十一条の四の二を削る。

第十一条の四の三第一号及び第二号中「関根発電所」を「発電所」に改め、同条を第十一条の四の二とする。

第十二条第五号及び第十三条の三第十二号中「水質検査センター」を「水質管理センター」に改める。

第十三条の四の二第二号中「工事」を「工業用水道施設の建設工事」に改める。

第十三条の五第五号、第十三条の八第二項及び第十三条の九第四号中「水質検査センター」を「水質管理センター」に改める。

第十三条の九の二第二号中「工事」を「水道施設の建設工事」に改める。

第十三条の十（見出しを含む。）中「水質検査センター」を「水質管理センター」に改める。

第十三条の十一の見出し中「水質検査センター」を「水質管理センター」に改め、同条中「水質検査センターの」を「水質管理センターの」に改め、同条の表中「群馬県水質検査センター」を「群馬県水質管理センター」に、「太田市」を「渋川市」に改める。

第十三条の十二（見出しを含む。）及び第十三条の十三中「水質検査センター」を「水質管理センター」に改める。

第二十二条の三中「造成係」を「造成第一係、造成第二係」に改める。

第二十二条の五（見出しを含む。）中「造成係」を「造成第一係及び造成第二係」に改める。

第二十四条第三項中「水道課に水道調整主監を」を削る。

別表一の表役付職員の項中「水道調整主監」を削り、「電気保安監又は水道調整主監」を「又は電気保安監」に改める。

附 則

この規程は、令和五年四月一日から施行する。

群馬県企業局職務権限規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和五年三月三十一日

群馬県企業管理者 中 島 啓 介

群馬県企業管理規程第三号

群馬県企業局職務権限規程の一部を改正する規程

群馬県企業局職務権限規程（昭和五十年群馬県企業管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第十一号を削り、同条第十二号中「電気保安監又は水道調整主監」を「又は電気保安監」に改め、同条を同条第十一号とし、同条第十三号から第二十二号までを一号ずつ繰り上げる。

第三条第二項中「水質検査センター」を「水質管理センター」に改める。

第十条第二項中「水道調整主監」を削る。

第十一条第二項中「電気保安監及び水道調整主監」を「及び電気保安監」に改める。

第二十一条第一項第一号中「電気保安監又は水道調整主監」を「又は電気保安監」に改める。

別表第三企業局長の項第二号中「水道調整主監」を削り、同表課長の項第二号中「電気保安監及び水道調整主監」を「及び電気保安監」に改める。

別表第六第十九号及び第二十号を次のように改める。

十九 群馬県情報公開条例（平成十二年群馬県条例第八十三号）に基づく次の事務

（一） 第四条第一項の規定により、情報を公表すること。

（二） 第十八条の規定により、開示請求に対する決定をし、通知すること。

（三） 第十九条第二項又は第三項の規定により、開示決定等の期間を延長し、通知すること。

（四） 第三十七条の規定により、公文書の目録等を作成すること。

二十 個人情報の保護に関する次の事務

(一) 個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号。以下この号において「法」という。)第七十五条第一項の規定により、個人情報ファイル簿を作成すること。

(二) 群馬県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和四年群馬県条例第七十六号。以下この号において「条例」という。)第三条第一項及び第二項の規定により、個人情報保有事務登録簿に登録し、又は登録した事項を変更すること。

(三) 条例第三条第四項の規定により、個人情報保有事務の登録を抹消すること。

(四) 法第八十二条の規定により、開示請求に対する決定をし、通知すること。

(五) 条例第五条第二項及び第六条の規定により、開示決定等の期間を延長し、通知すること。

(六) 法第九十三条の規定により、訂正請求に対する決定をし、通知すること。

(七) 法第九十四条第二項及び第九十五条の規定により、訂正決定等の期間を延長し、通知すること。

(八) 法第百一条の規定により、利用停止の決定等をし、通知すること。

(九) 法第百二条第二項及び第百三条の規定により、利用停止決定等の期間を延長し、通知すること。

(十) 法第百十四条の規定により、行政機関等匿名加工情報の利用に関する提案を審査し、結果を通知すること。

(十一) 法第百十五条(法第百十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定により、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結すること。

(十二) 別表第六の二中「水道調整主監」及び「水道調整主監」を削る。

(十三) 別表第七の二中「電気保安監及び水道調整主監」を「及び電気保安監」に改め、同表水道調整主監の項を削る。

(十四) 別表第八第二号及び第三号を次のように改める。

二 群馬県情報公開条例に基づく次の事務

(一) 第四条第一項の規定により、情報を公表すること。

(二) 第十八条の規定により、開示請求に対する決定をし、通知すること。

(三) 第十九条第二項又は第三項の規定により、開示決定等の期間を延長し、通知すること。

(四) 第三十七条の規定により、公文書の目録等を作成すること。

三 個人情報の保護に関する次の事務

(一) 個人情報の保護に関する法律(以下この号において「法」という。)第七十五条第一項の規定により、個人情報ファイル簿を作成すること。

(二) 群馬県個人情報の保護に関する法律施行条例(以下この号において「条例」という。)第三条第一項及び第二項の規定により、個人情報保有事務登録簿に登録し、又は登録した事項を変更すること。

(三) 条例第三条第四項の規定により、個人情報保有事務の登録を抹消すること。

(四) 法第八十二条の規定により、開示請求に対する決定をし、通知すること。

(五) 条例第五条第二項及び第六条の規定により、開示決定等の期間を延長し、通知すること。

(六) 法第九十三条の規定により、訂正請求に対する決定をし、通知すること。

(七) 法第九十四条第二項及び第九十五条の規定により、訂正決定等の期間を延長し、通知すること。

(八) 法第百一条の規定により、利用停止の決定等をし、通知すること。

(九) 法第百二条第二項及び第百三条の規定により、利用停止決定等の期間を延長し、通知すること。

(十) 法第百十四条の規定により、行政機関等匿名加工情報の利用に関する提案を審査し、結果を通知すること。

(十一) 法第百十五条(法第百十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定により、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結すること。

(十二) 別表第九課長個別専決事項の項中

「四 利益剰余金、欠損金及び積立金を処理すること。

「五 会計間の短期資金の運用に関すること。

「六 減価償却を決定すること。

「七 当座勘定借越契約に基づく利息に係る支出負担行為に関すること。

「八 消費税及び地方消費税の納付に係る支出負担行為に関すること。

「九 県庁舎の維持管理等に要する費用の負担に関する協定に基づく各年度の負担金に係る支出負担行為に関すること。

「十 国有資産等所在市町村交付金法(昭和三十一年法律第八十二号)第二条の規定による市町村交付金の交付に係る支出負担行為に関すること。

「十一 施設、設備等を対象とする損害共済の加入申込み及び保険料に係る支出負担行為に関すること。

「十二 会計間の短期資金の運用に関すること。

「十三 減価償却を決定すること。

「十四 当座勘定借越契約に基づく利息に係る支出負担行為に関すること。

「十五 消費税及び地方消費税の納付に係る支出負担行為に関すること。

「十六 県庁舎の維持管理等に要する費用の負担に関する協定に基づく各年度の負担金に係る支出負担行為に関すること。

「十七 国有資産等所在市町村交付金法(昭和三十一年法律第八十二号)第二条の規定による市町村交付金の交付に係る支出負担行為に関すること。

「十八 施設、設備等を対象とする損害共済の加入申込み及び保険料に係る支出負担行為に関すること。

「十九 群馬県庁情報ネットワークの維持管理等に要する費用の負担に関する協定に基づく各年度の負担金に係る支出負担行為に関すること。

「二十 群馬県庁情報ネットワークの維持管理等に要する費用の負担に関する協定に基づく各年度の負担金に係る支出負担行為に関すること。

「二十一 群馬県庁情報ネットワークの維持管理等に要する費用の負担に関する協定に基づく各年度の負担金に係る支出負担行為に関すること。

「二十二 利益剰余金、欠損金及び積立金を処理すること。

「二十三 別表第十一中「水質検査センター」を「水質管理センター」に改める。

附 則

この規程は、令和五年四月一日から施行する。

群馬県企業局公文書管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和五年三月三十一日

群馬県企業管理者 中 島 啓 介

群馬県企業管理規程第四号

群馬県企業局公文書管理規程の一部を改正する規程

群馬県企業局公文書管理規程（令和三年群馬県企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

別表の二の表中「水質検査センター」を「水質管理センター」に、「水検」を「水管」に改める。

この規程は、令和五年四月一日から施行する。

附 則

群馬県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和五年三月三十一日

群馬県企業管理者 中 島 啓 介

群馬県企業管理規程第五号

群馬県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

群馬県企業職員の給与に関する規程（昭和四十二年群馬県企業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を「第二十八条の四第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）」に改める。

第三条の二各号列記以外の部分中「定める額」の下に「（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」を加え、同条第一号中「法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「第十一号第一項に規定する育児短時間勤務職員」を「第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員」に改め、「（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」を削り、同条第二号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「（法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項

又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員で法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）にあつては、その額に勤務時間条第二條第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「再任用短時間勤務職員に係る算出率」という。）を、育児短時間勤務職員等にあつてはその額に育児短時間勤務職員等に係る算出率をそれぞれ乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」を「に勤務時間条第二條第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「定年前再任用短時間勤務職員に係る算出率」という。）を乗じて得た額」に改める。

第六条の二第一項中「期間（以下）」の下に「この項及び次項において」を加え、同項第一号中「その者」を「当該職員」に改め、「以下」を「第三号及び次項において」に改め、同項第二号中「再任用短時間勤務職員、」を「定年前再任用短時間勤務職員、」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に、「その者」を「当該職員」に改め、同項第三号中「その者」を「当該職員」に改め、同条第二項中「以下」の下に「この項において」を加え、「その者」を「当該職員」に改める。

第七条第五項第一号中「三百六十円」を「四百六十円」に改め、同条第六項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第八条第一項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「第十七条」を「条例第十四条」に改め、「含む。」の下に「次項において同じ。」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 定年前再任用短時間勤務職員等（定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員に限る。以下この項において同じ。）の勤務一時間当たりの給与額は、当該定年前再任用短時間勤務職員等の勤務時間が勤務時間条第二條第一項に規定する勤務時間であるものとした場合における給料の月額、前項の手当（初任給調整手当、特地勤務手当及び寒冷地勤務手当を除く。）の月額及び一週間当たりの勤務時間を基礎にして、前項の規定を適用して得られる額とする。

第九条第一項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第二項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第四項中「（第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、同項第一号及び同条第五項第一号中「場合は」を「場合には」に改める。

第十五条第二項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第三項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第十六条第一項中「以下この条」を「次項及び第三項」に改め、同条第二項第一号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「百分の百五」を「百分の

百」に、「百分の百二十五」を「百分の百二十」に改め、同項第二号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「百分の五十」を「百分の四十七・五」に、「百分の六十」を「百分の五十七・五」に改める。

第十六条の二中「再任用職員、再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の八項を加える。

12 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が六十歳に達した日後における最初の四月一日(附則第十四項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第二条第一項の規定によりその例によることとされる県職員給与条例第四条第四項の規定により当該職員の属する職務の級並びに県職員給与条例第五条第一項、第三項、第五項及び第六項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に百分の七十を乗じて得た額(当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。)とする。

13 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

一 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

二 群馬県職員の定年等に関する条例(昭和五十九年群馬県条例第六号)第九条

第一項又は第二項の規定により同条第一項に規定する異動期間(同項又は同条第二項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第六条に規定する職を占める職員

三 群馬県職員の定年等に関する条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務している職員

14 法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第十六項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第十二項の規定により当該職員が受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に百分の七十を乗じて得た額(当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(第二十一条の規定によりその例によることとされる群馬県職員の給与に関する条例附則第十七項、第十九項、第二十一項又は第二十二項の規定による給料に関する規則(令和四年群馬県人事委員会規則第二十七号。以下「県職員給与条例附則給料規則」という。))第三条で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第十二項の規定により当該職員が受ける給料月額のほか、

基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

15 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第二条第一項の規定によりその例によることとされる県職員給与条例第四条第四項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第二条第一項の規定によりその例によることとされる県職員給与条例第四条第四項の規定により当該職員が受ける職務の級における最高の号給の給料月額」とする。

16 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第十二項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第十四項に規定する職員を除く。)であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、第二十一条の規定によりその例によることとされる県職員給与条例附則給料規則で定めるところにより、附則第十四項及び前項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

17 附則第十四項(附則第十五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第十二項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、第二十一条の規定によりその例によることとされる県職員給与条例附則給料規則で定めるところにより、前三項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

18 附則第十四項(附則第十五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は前二項の規定による給料を支給される職員に対する第十五条第五項(第十六条第四項において準用する場合を含む。))の規定の適用については、第十五条第五項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第十四項(附則第十五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))、第十六項又は第十七項の規定による給料の額との合計額」とする。

19 附則第十二項から前項までに定めるもののほか、附則第十二項の規定による給料月額、附則第十四項の規定による給料その他附則第十二項から前項までの規定の施行に關し必要な事項は、群馬県職員の例による。

附則

(施行期日)

第一条 この規程は、令和五年四月一日から施行する。

(職員の勤務延長に関する経過措置)

第二条 この規程による改正後の群馬県企業職員の給与に関する規程(以下「新給与規程」という。))附則第十二項から第十九項までの規定は、地方公務員法の一部

を改正する法律(令和三年法律第六十三号。次条第一項において「令和三年改正法」という。)附則第三条第五項又は第六項の規定により勤務している職員には適用しない。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第三条 暫定再任用職員(令和三年改正法附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員をいう。第五項から第八項までにおいて同じ。)(短時間勤務の職を占める暫定再任用職員(以下この条において「暫定再任用短時間勤務職員」という。))を除く。以下この項及び次項において同じ。の給料月額、当該暫定再任用職員が群馬県企業職員の給与に関する規程第二条第一項の規定によりその例によることとされる群馬県職員の給与に関する条例(昭和二十六年群馬県条例第五十五号)第五条第十項に規定する定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される群馬県職員の給与に関する条例第四条第二項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第四項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第十号)第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、群馬県職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成六年群馬県条例第三十五号)第二条第二項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される群馬県企業職員の給与に関する規程第二条第一項の規定によりその例によることとされる群馬県職員の給与に関する条例第四条第二項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第四項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、群馬県職員の勤務時間、休暇等に関する条例第二条第三項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与規程第六条の二第一項第二号、第八条第二項及び第九条第二項の規定を適用する。
5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与規程第十五条第三項の規定を適用する。

6 群馬県企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和三十三年群馬県条例第四十四号)第十三条の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の算定に係る

同項の規定の適用については、同項第一号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員(地方公務員法等の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。)」と、同項第二号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

7 群馬県企業職員の給与に関する規程第二条第一項の規定によりその例によることとされる群馬県職員の給与に関する条例第五条第一項及び第三項から第九項までの規定は、暫定再任用職員には適用しない。

8 前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員に関して必要な事項は、群馬県職員の例による。

群馬県水道事務所等保守管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和五年三月三十一日

群馬県企業管理者 中島 啓介

群馬県企業管理規程第六号

群馬県水道事務所等保守管理規程の一部を改正する規程

群馬県水道事務所等保守管理規程(昭和六十二年群馬県企業管理規程第二号)の一部を次のように改正する。

目次及び第一条中「水質検査センター」を「水質管理センター」に改める。

「第七章 水質検査センター」を「第七章 水質管理センター」に改める。

附則

この規程は、令和五年四月一日から施行する。

群馬県企業局自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和五年三月三十一日

群馬県企業管理者 中島 啓介

群馬県企業管理規程第七号

群馬県企業局自家用電気工作物保安規程の一部を改正する規程

群馬県企業局自家用電気工作物保安規程(昭和六十一年群馬県企業管理規程第四号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項の表中「水質検査センター」を「(旧)水質検査センター」に改める。

別表第一中「水質検査センター」を「(旧)水質検査センター」に改める。

附則

に改める。
別表第二の1の表中

報酬 給料 (一 般)	給料 (一 般)	に、	を	に、	を	に、
旅費	厚生福利費 旅費 研修及び養 成費	に、	を	に、	を	に、
修繕費	修繕費	に、	を	に、	を	に、
損害保険料	損害保険料	に、	を	に、	を	に、
補償費	補償費	に、	を	に、	を	に、
建設中利子 雑収入 受託工事 仮設備 仮設備費	建設中利子 雑収入 受託工事 仮設備 仮設備費	に、	を	に、	を	に、
金銭補償費	金銭補償費	に、	を	に、	を	に、
工事用建物	工事用建物	に、	を	に、	を	に、
工事用建物	工事用建物	に、	を	に、	を	に、

を

費	補償費	に改め、別表第二の2の表中	を	に改める。 別表第三の1の表中	を	に改める。 別表第三の1の表中
総係費	補償費	に改め、別表第二の2の表中	を	に改める。 別表第三の1の表中	を	に改める。 別表第三の1の表中
金銭補償費	資産減耗費	に改め、別表第二の2の表中	を	に改める。 別表第三の1の表中	を	に改める。 別表第三の1の表中
固定資産除却費	建設中利子 受託工事費 仮設備 仮設備費 工事用動力 費 工事用材料 受託工事収 雑収入	に改め、別表第二の2の表中	を	に改める。 別表第三の1の表中	を	に改める。 別表第三の1の表中
普通預金	普通預金	に改め、別表第二の2の表中	を	に改める。 別表第三の1の表中	を	に改める。 別表第三の1の表中
普通預金 別段預金 外貨預金 譲渡性預金	普通預金 別段預金 外貨預金 譲渡性預金	に改め、別表第二の2の表中	を	に改める。 別表第三の1の表中	を	に改める。 別表第三の1の表中
旅費	旅費	に改め、別表第二の2の表中	を	に改める。 別表第三の1の表中	を	に改める。 別表第三の1の表中
厚生福利費	厚生福利費	に改め、別表第二の2の表中	を	に改める。 別表第三の1の表中	を	に改める。 別表第三の1の表中

<p>「に、 _____」 _____</p>	<p>「に、 _____」 _____</p>	<p>「を _____」 _____</p>	<p>「に、 _____」 _____</p>	<p>「を _____」 _____</p>	<p>「に、 _____」 _____</p>	<p>「に改め、別表第三の2の表中 _____」 _____</p>
<p>旅費 及び養 成費</p>	<p>修繕費 路面復旧費</p>	<p>路面復旧費 損害保険料</p>	<p>仮設備 工事用建物 工事用建物 費</p>	<p>資産減耗費 仮設備 仮設備費 固定資産除 却費</p>	<p>仮設備 仮設備費 仮設備費 受託工事 受託工事費 受託工事収 入</p>	<p>普通預金</p>
<p>「を _____」 _____</p>	<p>「に改める。 別表第四の3の表中 _____」 _____</p>	<p>「を _____」 _____</p>	<p>「に改める。 別表第五の1の表中 _____」 _____</p>	<p>「を _____」 _____</p>	<p>「を _____」 _____</p>	<p>「を _____」 _____</p>
<p>普通預金 別段預金 外貨預金 譲渡性預金</p>	<p>通知預金 別段預金</p>	<p>普通預金 別段預金 外貨預金 譲渡性預 金</p>	<p>有形固定 資産 事業別 施設別</p>	<p>事業別 施設別</p>	<p>事業別 (固定資 産) 施設別</p>	<p>土地 建物 構築物 土地 建物 構築物</p>

機械及び 装置 備品 諸装置 リース資 産	機械及び 装置 備品 諸装置 リース資 産	入 権	入権 リース資 産	無形固定資産（営業権を除く。）に係るリース取引をナオけるる。リース資産を整理する。
「有形減価 償却累計 額」	事業別	施設別	「事業別減 価償却累 計額」	無形固定資産（営業権を除く。）に係るリース取引をナオけるる。リース資産を整理する。
無形固定 資産	事業別	施設別	施設別	以下は、「事業別（固定資産）」に準じて整理する。 項以下は、「事業別減価償却累計額」に準じて整理する。
建物減価償却累計額 構築物減価償却累計額 機械装置減価償却累計額 備品減価償却累計額 リース償却累計額 電話加入権 水道加入権 その他加	建物 構築物 機械装置 備品 リース資 産 電話加入 水道加入 リース資 産 その他加 入権	事業外減 価償却累 計額 事業外固 定資産	建物 構築物 機械装置 備品 リース資 産 電話加入 水道加入 リース資 産 その他加 入権	事業外減 価償却累 計額 事業外固 定資産

「建設仮勘定」	事業別	施設別		年) 等 (一般) 手 当 等 (会 年)
	施設別	土地 建物 建築物 構築物 機械及び 装置 備品 諸装置 無形固定 資産 総係費	以下は、「事業別 (固定資産)」の「無 形固定資産」の目に準 じて整理する。	賞与引当 金繰入額 退職給付 費 退職給付 引当金繰 入額 法定福利 費(一 般) 法定福利 費(会 年) 法定福利 引当金 厚生福利 費 消耗品費 修繕費 賃借料 広告料 損害保険 料 通信運搬 費 旅費 養成費 手数料 委託料 負担金
「事業別建設仮勘定」	施設別	土地 建物 建築物 構築物 機械及び 装置 備品 諸装置 無形固定 資産 総係費	以下は、「事業別 (固定資産)」の「無 形固定資産」の目に準 じて整理する。	法定福利 引当金と して入 金を整理 する。
	報酬(一般)給料(会社)			

や

諸費	
総保費	
建設中利 子	
受託工事 雑収入	支払利息

給料 (一 般)	
給料 (会 年)	
手当 等 (一般)	
手当 等 (会年)	
賞与引当 金繰入額	賞与引当金の繰入額を計上 する。繰入額を整理す る。
退職給付 費	退職手当の支払に当 たつて不足が生じた場 合の当該不足額を整理 する。
退職給付 引当金繰 入額	退職給付引当金の繰入 額を整理する。
法定福利 費 (一 般)	
法定福利 費 (会 年)	
法定福利 費引当金 繰入額	法定福利費引当金の繰 入額を整理する。
厚生福利 費	
消耗品費	
賃借料	

仮設備 仮設備費 補償費	広告料 損害保 険
建設中利 子	通信運 搬
工事用動 力費	旅費
工事用材 料	養成費
受託工事 費	手数料
受託工事 雑収入	委託料
	負担金
	諸費
	固定資 産
	除却費
	総保費

「建設準備勘定」の「事業別建設準備勘定」の「総保費の節」の「総保費の目」

「	「	「	「	「	「
通知預金	別段預金	普通預金			

	別段預金 外貨預金 譲渡性預 金				
--	---------------------------	--	--	--	--

に改め、別表第五の 4 の表中

	本局 仮受消費 税				
--	-----------------	--	--	--	--

を

	「 仮受消費 税				
--	----------------	--	--	--	--

に改め、「別表第五の 8 の表中「受取利息及び配当金」を「受取利息」に

	長期前受 入金戻入				
--	--------------	--	--	--	--

規則第 21 条第 2 項又は
第 3 項の規定により
の長期前受金の額
を整理する。

	他会計補 助金				
	長期前受 入金戻入				

収益的支出を負担する
ことかを目的とし入金
の整理を要しないも
規則第 21 条第 2 項
又は第 3 項の規定に
よりの長期前受金の
額を整理する。

	特別利益				
	固定資産 売却益 過年度損 益修正 正益				

を

	特別利益				
	固定資産 売却益				
	過年度損 益修正 正益				

当該年度の経常的収
支から除外するべき
利益を整理する。
固定資産の売却価
格が売却時の時価
を超過する場合は、
固定資産の売却価
格を整理する。た
るが、整理するに
あつて、整理する
金額が少額である
場合は、「営業外収
益」の「雑収益」に
整理することができる。
前年度以前の性
質を有する前年度
で利益を整理する
場合は、管理者が
承認を得たものは
「営業外収益」の
「雑収益」に整理
することができる。

	特別利益				
	営業外収 益				
	営業雑収 益				
	受取利息 及び配 当金 長期前 受 金				
	事務室賃 料 貸し等 料 駐車 場 賃 料 貸料 等				

主たる営業活動以外
から生ずる収益を
整理する。
規則第 21 条第 2
項又は第 3 項の
規定により整理
する。

特別利益	雑収益 固定資産 売却益 過年度 修正益 その他特 別		受取利息 他会計補 助金 長期前入 金戻	庫事業収益に準じて整理する。 収益的支出を負担する会計 ことを目的とした他の 計を要しない繰入金の返 理する。 規則第21条第2項又は 第3項の規定により償 却した長期前受金の以下 額を整理する。庫事業 収益は、「格納庫事業 収益」に準じて整理 する。
------	---	--	----------------------------------	---

特別利益	営業外収 益 営業雑収 益	賃貸料 事務室賃 貸収益 等 ホール 示収益 大渡町駐 車場料金	以下は、「格納庫事 業収益」に準じて整理 する。 主たる営業活動以外 の収益を「格納庫事 業収益」に準じて整理 する。 当年度の経常的収 入を除外する。目 的以下益は、「格納 庫事業収益」に準 じて整理する。
------	------------------------	---	---

営業外収 益			主たる営業活動以外 の収益を「格納 庫事業収益」に 準じて整理する。
-----------	--	--	---

特別利益	雑収益 固定資産 売却益 過年度 修正益 その他特 別		受取利息 他会計補 助金 長期前入 金戻	庫事業収益に準じて整理する。 収益的支出を負担する会計 ことを目的とした他の 計を要しない繰入金の返 理する。 規則第21条第2項又は 第3項の規定により償 却した長期前受金の以下 額を整理する。庫事業 収益は、「格納庫事業 収益」に準じて整理 する。
------	---	--	----------------------------------	---

営業外収 益 特別利益				主たる営業活動以外 の収益を「格納 庫事業収益」に準 じて整理する。 当年度の経常的収 入を除外する。目 的以下益は、「格納 庫事業収益」に準 じて整理する。
-------------------	--	--	--	---

別表第五の9の表「生ずる営業費用」及び「生ずる費用」に
おける「減価償却費」

営業外費用	財務費用	固定資産除却費	除却損		特別損失	整理費用以外の費用を整理する。目以下の事業費用の「格納庫事業費用」の「営業外費用」の目以下に準ずる。
営業外費用	支払利息	減価償却費 固定資産除却費	報酬 報償費 除却損 除却工事費	主たる営業活動に係る費用以外の費用を整理する。	第二条 群馬県企業局財務規程の一部を次のように改める。 第五十二条第二項中「から」を「の翌日から起算して」に改める。 第九十条第八号を削る。 第九十三条第三項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とす。 第九十九条第一項中「五月二十日までの」を削る。 別表第二の8の表中	費用以外の費用を整理する。目以下の事業費用の「格納庫事業費用」の「営業外費用」の目以下に準ずる。
特別損失				当年度の経常的費用を整理する。	地区別 不要品売却 収益 その他雑収 給水業務受託料 損失補償金 施設賃借料	地区別 不要品売却 収益 その他雑収 給水業務受託料
営業外費用 特別損失				「格納庫事業費用」の目以下に準ずる。 同上	地区別 不要品売却 収益 その他雑収 給水業務受託料	地区別
営業外費用				主たる営業活動に係る	地区別	地区別

損失補償金 施設賃貸料	地区別	
----------------	-----	--

に改め、別表第二の9の表中

不要品売却 原価	地区別	不要品売却 原価
給水業務原 価	地区別	給水業務原 価
その他雑支 出	地区別	その他雑支 出

を

不要品売却 原価	地区別	不要品売却 原価
給水業務原 価	地区別	給水業務原 価
その他雑支 出	地区別	その他雑支 出

に改める。

別表第三の2の表及び4の表中「水質検査センター」及び「水質管理センター」を
改め、別表第三の8の表中

受託工事収 益	地区別	水道料金 量水器使用 料	給水装置の新設又は修 繕等の工事受託による 収益を整理する。
その他営業 益	地区別		

収益

地区別	材料売却収 益 産物売却収 益 手数料 販売電力料 営業雑収益	立木、薪炭等の産物の 販売収益をいう。
		上記以外の営業収益を 整理する。

を

水道料金 量水器使用 料	地区別	水道料金 量水器使用 料	給水装置の新設又は修 繕等の工事受託による 収益を整理する。
受託工事収 益	地区別	受託工事収 益	
その他営業 収益	地区別	その他営業 収益	立木、薪炭等の産物の 販売収益をいう。
			上記以外の営業収益を 整理する。

を

地区別	国庫補助金 長期前受入 金 贈付長期前 評価額長期 受入 受金額長期 受入	地区別
-----	--	-----

を

工事負担金長期入金	地区別
費用前受金長期入金	地区別
寄附受金長期入金	地区別
その他資本長期入金	地区別
剰余金長期入金	地区別

を

金庫補助金長期入金	国庫補助金長期入金
財産前受贈額金長期入金	財産前受贈額金長期入金
評価金長期入金	評価金長期入金
工事負担金長期入金	工事負担金長期入金
寄附受金長期入金	寄附受金長期入金
長期入金	長期入金
その他資本長期入金	その他資本長期入金
剰余金長期入金	剰余金長期入金

に、

過年度損益修正益	地区別
その他特別	地区別

を

利益	地区別
過年度損益修正益	地区別
その他特別利益	地区別

に改め、別表第三の 9 の表中「水質検査センター」や「水質管理センター」に改める。
 別表第四の 1 の表中「分譲土地」や「分譲資産」に改める。
 別記様式第二十四号中「請求者受領印」や「請求者」に改める。
 附 則
 この規程の規定中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は令和五年四月一日から施行する。

修正する前の年度損益を有するもの、また、管理承認外収益の「雑収益」に整理することできる。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
